

金銭等管理サービスに関する契約に係る契約書の参考例

条例の規定に適合する契約書の参考例を紹介します。

実際の契約書が、この参考例と同じである必要はありません。

条例に規定されている事項は、**赤字・太字・下線部分**です。

なお、この参考例を作成するに当たっては、下記の資料を参照しました。

- 日本弁護士連合会作成「介護保険サービス契約のモデル案（改訂版）」

金銭等管理委託契約書

(契約の締結)

第1条 委託者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下の条項により、金銭等管理委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(目的)

第2条 この契約は、甲の金銭及び通帳等（以下「金銭等」という。）を適切に管理することにより、甲が安心して、円滑に日常生活を送ることができるようになることを目的として、締結するものです。

(期間)

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

(保管)

第4条 甲は、乙に対し、次に掲げる物を預けることができます。この場合、乙は預り証を甲に提出します。

- 現金
- 預（貯）金通帳
- 銀行印

2 前項の預り証は、預ける物の追加又は変更があるごとに作成します。

3 第1項により乙が甲から預かった物は別々に施錠された金庫等において管理、保管します。

(金銭出納)

第5条 甲は、乙に対し、日常的な生活費用及び甲の申し出た事項に関する金銭出納管理を委託することができます。この場合、乙の預かった現金はすべて甲名義の預貯金で保管したうえで、「金銭等管理規程」により出納管理します。

2 乙は出納管理にあたり、責任者を選任します。

3 甲は乙に対し、第1項の金銭出納管理をするに必要な代理権を与えるものとします。その代理権の内容は、次に掲げる事項です。

- 公共料金の支払い
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 日常品等の代金の支払い
- 預貯金の払い戻し、解約、預貯金の預け入れ

- 4 乙は、甲または甲の指定する者（以下「報告受領者」といいます。）に対し、毎月書面により、金銭出納の報告をします。
- 5 甲及び甲の報告受領者は、乙に対し、いつにても金銭出納の記録の提出を求めることができます。この際、乙は速やかに記録の提示をします。

(金銭等管理サービス費用)

第6条 本契約にかかる費用については、甲は、別に定める「金銭等管理サービス費用規程」に従い乙に支払います。

(解 約)

- 第7条 甲は、乙に対し申し入れることにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 乙は、第3条に規定する期間内において、正当な理由があると認められる場合には本契約を解約することができます。この場合、乙は甲に対し少なくとも6月前にその予告をしなければなりません。

(契約の終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、本契約は終了します。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 乙が破産開始決定を受けたとき
- (3) 住居等（△△△△〔住宅名（所在地）〕）における賃貸人（○○○○）との賃貸借契約が終了したとき

(財産等の返還)

第9条 本契約が終了したときは、乙は、甲の財産の保全及び管理に不相当と認められる特別の事情がない限り、速やかに、甲又は甲の指定する者（以下「財産保管者」といいます。）に対し保管物を返還します。

- 2 本契約が終了したにもかかわらず、甲が保管物を受領しない場合、あるいは甲の死亡等により保管物を甲に返還できない場合、乙は、財産保管者に保管物を返還するものとします。

(終了時の報告)

第10条 本契約が終了したときは、乙は速やかに、甲又は報告受領者に対し、金銭出納の報告書を提出します。

(秘密保持)

第11条 乙及び乙の職員は、本契約に基づく業務を行う上で、知りえた甲等の秘密及び個人情報、正当な理由なく漏らしません。

- 2 前項の規定にもかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなした場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第12条 甲は、乙が、以下の目的のため、本契約書の記載内容及び財産管理の経過等の個人情報を利用することを承諾します。

- (1) 本契約を実施するに際し、銀行、郵便局等金融機関から金銭等を出金するため
- (2) 本契約を実施するに際し、支払先に金銭等を支払うため
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (4) 監督官庁に対する届出・報告等のため

(損害賠償)

第13条 乙がこの契約に基づく管理を怠って甲に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償します。ただし、乙が十分に注意をしたにもかかわらず生じた損害については賠償しません。

(契約に定めのない事項)

第14条 本契約に定めのない事項については、乙は、甲と協議のうえ、誠実に対処します。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

(甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

住所

氏名

電話

(署名代行者又は法定代理人)

私は、以下の理由により甲に代わり署名を行いました。

住所

氏名

電話

理由

(立会人)

住所

氏名

電話

(乙)

当社は、甲の申し入れを受け、この契約書に定めた金銭等管理を責任をもって行います。

所在地

法人名

代表者

電話